

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藍住町は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析しこのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藍住町長

公表日

令和6年8月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、徳島県後期高齢者医療広域連合規約及びその他関係法令に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、医療給付に関する申請及び届出の受付等を行う事務である。後期高齢者医療保険に関する事務において、次に掲げる事務で特定個人情報を取り扱う。 ① 被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③ 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ⑥ 保険料の賦課・徴収及び収納情報管理に関する事務(保険料の還付に関する業務を含む) ⑦ 高齢者保健事業に関する事務 ⑧ 被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときの資料の提供等の求めに関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険資格台帳ファイル、後期高齢者医療保険賦課台帳ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、宛名・納付台帳ファイル、交換情報データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という) 第9条第1項 別表 85,135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条,第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報の提供ができる根拠規定】 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 115の項 【特定個人情報の照会ができる根拠規定】 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 117,160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	藍住町総務企画課政策推進室 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3124
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	藍住町健康推進課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3115

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	項目なし	項目追加	事後	
令和5年1月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療に関する法律及び徳島県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、滞納管理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証発行等の事務を行う。 高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①被保険者の各種申請・届出に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第50条第2号、第54条 等) ②保険料の徴収に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第104条第1項) ③資料の提供に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第138条第1項)	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、徳島県後期高齢者医療広域連合規約及びその他関係法令に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、医療給付に関する申請及び届出の受付等を行う事務である。後期高齢者医療保険に関する事務において、次に掲げる事務で特定個人情報を取り扱う。 ① 被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③ 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ⑥ 保険料の賦課・徴収及び収納情報管理に関する事務(保険料の還付に関する業務を含む) ⑦ 高齢者保健事業に関する事務 ⑧ 被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときの資料の提供等の求めに関する事務	事前	
令和5年1月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	
令和5年1月27日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	資格情報ファイル 交換情報データファイル 賦課情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル 宛名・納付情報ファイル	後期高齢者医療保険資格台帳ファイル、後期高齢者医療保険賦課台帳ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、宛名・納付台帳ファイル、交換情報データファイル	事前	
令和5年1月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用(法令上の根拠)	番号法第9条第1項 別表第一 第59項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一第59項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事前	
令和5年1月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二(2・3・4・5・17・26・27・30・33・39・42・58・62・80・82・83・87・93・106)	【特定個人情報の提供ができる根拠規定】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 5, 9, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 83, 87, 93, 120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2の2, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条, 第59条の3) 【特定個人情報の照会ができる根拠規定】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二(第80, 81, 82項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第43条, 第43条の2, 第43条の2の2) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (第9条)	事前	
令和5年1月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求(請求先)	藍住町総務課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3111	藍住町総務企画課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3111	事前	
令和5年1月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和1年6月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	
令和5年1月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和1年6月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 第59項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という) 第9条第1項 別表 85,135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条,第74条	事後	
令和6年8月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供ができる根拠規定】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 5, 9, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 83, 87, 93, 120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2の2, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条, 第59条の3) 【特定個人情報の照会ができる根拠規定】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二(第80, 81, 82項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第43条, 第43条の2, 第43条の2の2) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(第9条)	【特定個人情報の提供ができる根拠規定】 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 115の項 【特定個人情報の照会ができる根拠規定】 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 117,160の項	事後	
令和6年8月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	藍住町総務企画課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3111	藍住町総務企画課政策推進室 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3124	事後	
令和6年8月8日	II しい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年1月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年8月8日	II しい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年1月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	